

# 渋谷区パートナーシップ証明 発行の手引き



## 目 次

1 渋谷区パートナーシップ証明とは	2ページ
2 パートナーシップ証明書発行までの流れ	3ページ
3 パートナーシップ証明を申請できる人	4ページ
4 パートナーシップの証明方法	5～6ページ
5 申請に必要なもの	7ページ
6 証明書の発行	8ページ
7 証明手数料	8ページ
8 その他	8～9ページ
(参考)	
<パートナーシップ証明申請に当たっての留意事項>	10ページ
<参考条例及び規則（抜粋）>	
渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例	11～13ページ
渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例施行規則	

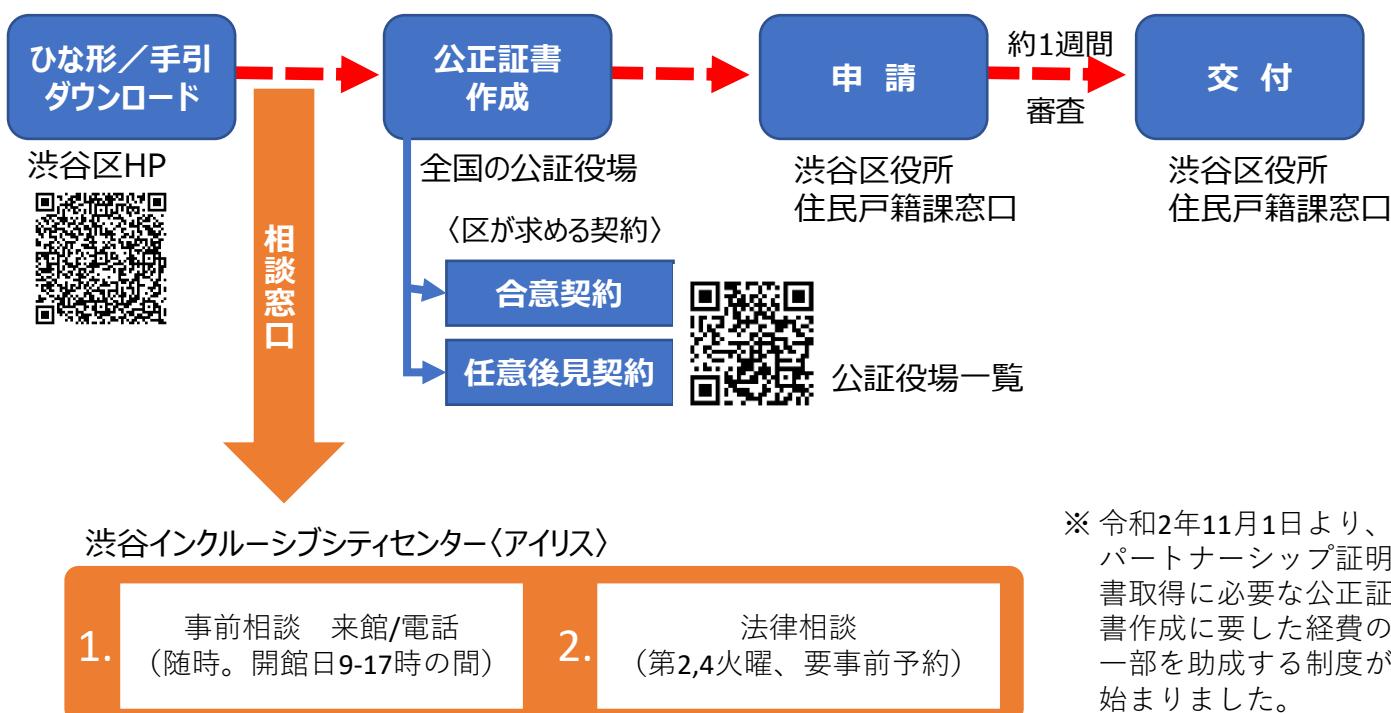
# 1 渋谷区パートナーシップ証明とは

渋谷区では、「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」により、何人も個人として平等に尊重され、差別意識にとらわれることなく自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会を推進しています。

パートナーシップ証明は、条例に基づき、法律上の婚姻とは異なるものとして、婚姻関係と異なる程度の実質を備える二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、区長が一定の条件を満たしたものについて、パートナーの関係であることを証明し、パートナーシップ証明書を発行するものです。



## 渋谷区パートナーシップ証明 取得までの流れ



## 2 パートナーシップ証明書発行までの流れ

申請から証明書の発行までに要する時間は、約1週間です。  
パートナーシップ証明に記載される「証明日」は申請日より後の日付になります。

### 申請

区役所住民戸籍課窓口（区役所本庁舎3階 暮らしの手続きのフロア）  
で受け付けます。

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

- 申請される方本人が、二人でお越しください。本人以外の方の申請、一人だけでの申請は受付けません。また、郵送等での申請は受付けていません。申請の際に提出いただく書類については、7ページをご覧ください。
- 申請を受付けたときに「受付票兼証明書交付引換証」をお渡しします。
- 窓口でパートナーシップ証明書の申請であることを伝えてください。

### 内容確認（審査）

区長は、申請の際に提出された書類について、パートナーシップ証明書を交付する要件を備えているかどうかの確認（審査）をします。

- 確認（審査）終了までに7日間程度かかります（書類に不備がある場合等を除く）。
- 申請を受付けた後でも、事実関係を調査する必要があると認められる場合には、質問をしたり、文書等の提示を求めたりする場合があります。

### 証明書の発行

申請を受付けたときにお渡しした「受付票兼証明書交付引換証」に受取り可能な日が記載されています。その日以降に住民戸籍課窓口にお越しのうえ、証明書を受け取ってください。

- 証明手数料として、300円の手数料がかかります。
- 証明書は1通のみの発行となります。紛失、き損等の事情がある場合を除き、再発行できませんので、大切に保管してください。
- 証明書取得助成金の交付を希望する方は、証明書受領の際に渡される書類を郵送、申請をしてください。

### 3 パートナーシップ証明を申請できる人

双方が次のすべてに該当することが必要です。

- 渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること。
- 18歳以上であること。
- 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外のパートナーがないこと。
- 近親者でないこと。

### パートナーシップ証明申請 Q&A

**Q 男女間には、パートナーシップ証明は発行されますか？**

A 戸籍上の性別を問わず、パートナーシップ証明の発行が可能です。渋谷区のパートナーシップ証明は、法律上の婚姻とは異なるものとして、二者間の社会生活が婚姻関係と異なる程度の実質を備えていると区長が認めた場合に、証明書を発行するものです。

**Q 近親者とは、どの範囲のことをいいますか？**

A ここでいう近親者とは、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者の間をいいます。

具体的には、

- 近親者間

直系血族または三親等内の傍系血族間。ただし、養子と養方の傍系血族との間を除きます。

- 直系姻族間

- 養親子等の間

ただし、養子と養親との間では、養親子関係が終了した場合については、パートナーシップ証明を申請できる人の対象となります。

**Q パートナーシップ証明書は日本語のみの発行ですか？**

A はい。日本語のみです。この手引きの最後にある証明書の英訳をご覧ください。

## 4 パートナーシップの証明方法

区長は、次の（1）（2）の公正証書を確認し、パートナーシップであることを証明します。申請に当たっては、これらの公正証書の正本又は謄本をあらかじめご用意ください。

ただし、特例適用（☆下記参照）の場合は（3）の公正証書の確認となります。

（※公正証書は、法律の専門家である公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書です。なお、公正証書作成には一定の手数料がかかります。詳しくは、公証役場にお問合せください。）

**（1）当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律第2条第3号に規定する任意後見受任者の一人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。**

**（2）共同生活を営むに当たり、当事者間において、次の事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。**

- ・両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。
- ・両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

### ☆特例適用

次の①～④に該当する場合には、任意後見契約に係る公正証書による確認に代えて、（3）の合意契約公正証書を確認し、パートナーシップであることを証明することができるものとしています。

- ① 相手方当事者以外の者を任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、相手方当事者がこれに合意しているとき。
- ② 性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、性別の取扱いの変更の審判を受けた後、婚姻することを両当事者間で合意しているとき。
- ③ 生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。
- ④ ①～③のほか、区長が合理的な理由があると認めるとき。

（例：性同一性障害者で、従前、他方当事者と婚姻していたが、性別の取扱いの変更の審判を受けるため、これを解消しており、性別の取扱いの変更の審判を受けた後、現在も引き続き同居しているとき）

**（3）共同生活を営むに当たり、当事者間において、次の事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。**

- 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。
- 両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。
- 前ページの①～④のいずれかに該当すること。
- 当事者の方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すること。
- 当事者間で必要が生じたときは、速やかに任意後見契約に係る公正証書を作成すること。

## 公正証書 Q&A

**Q 公正証書はどこで作成してもらえますか？**

**A** 公正証書は、全国どこの公証役場でも作成してもらえます。渋谷区のパートナーシップ証明に必要な公正証書の作成を依頼してください。なお、公正証書作成には一定の手数料がかかります。

**Q 4（2）又は（3）の「共同生活を営むに当たり当事者間における合意契約」に、区が指定した項目以外の項目が書かれていた場合、パートナーシップ証明に必要な公正証書として認められますか？**

**A** 4（2）又は（3）の項目は、パートナー証明をする上での必須項目となります。これ以外に当事者間で契約したい事項がある場合には、自由に明記していただいてかまいません。

**Q 公正証書は日本語のみで作成されますか？**

**A** はい。公証人は日本語以外の言語で公正証書を作成できないため、公正証書は日本語のみで作成されます。

**Q 他国でパートナーと合法的に結婚している場合、公正証書の作成は必要ですか？**

**A** はい。他国で合法的に結婚している場合でも、公正証書の作成が必要です。

## 5 申請に必要なもの

申請書は、受付窓口で記入していただきます。次の書類を用意して、申請される方本人が、お2人で住民戸籍課窓口にお越しください。

### ① 申請者それぞれの戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

⇒3か月以内に発行されたものを用意ください。なお、戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書の取得方法については、本籍地のある区市町村にお問い合わせください。

⇒外国人の方は、配偶者がいないこと又は他の者とのパートナーシップがない旨の宣誓供述書を申請時に記入、提出していただきます。

### ② 公正証書の正本又は謄本（P 5～6 参照）

原則として、

- (1) 任意後見契約の公正証書
- (2) 合意契約公正証書

両方の正本又は謄本が必要となります。

ただし、特例適用の場合は、

- (3) 合意契約公正証書 の正本又は謄本が必要です。

※ 正本又は謄本は、原本の還付申請ができます。還付申請を希望する場合には、窓口でお申し出ください。

### ～本人確認を行っています～

申請及び証明書の受取りの際には申請人それぞれの本人確認を行っています。  
以下の書類（いずれか1点）を提示してください。

**運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）など**

※ 写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳など、本人確認書類を複数点確認します。

なお、申請の際は、申請書裏面の「留意事項」を確認の上、申請をしていただきます。留意事項は10ページに掲載していますので、申請前に確認してください。

公正証書作成については、「渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」をご参照ください。

## 6 証明書の発行

証明書の発行は、申請を受付けてから1週間程度かかります。なお、受取は申請場所での受取のみとなります（郵送等は行っていません）。

受取は、申請された方のうちどちらかおひとりの来庁でかまいません。受取の際には、本人を確認できる書類（7ページ参照）を提示してください。

パートナーシップ証明書は1通のみの発行となります。証明書の紛失、き損等の事情がある場合を除き、再発行はできませんので、証明書は大切に保管してください。

## 7 証明手数料

300円です。証明書受取りの際に納入してください。

## 8 その他

（1）パートナーシップ証明書の交付を受けた後、次の事情が発生したときは、必ず届出を行い、パートナーシップ証明書を返還してください。なお、証明書を返還した後、「パートナーシップ証明を申請できる人の要件」（4ページ参照）を満たしている場合には、新たにパートナーシップ証明を申請することができます。

### ・ 渋谷区外へ転出したとき

⇒区長に渋谷区パートナーシップ証明書返還届を提出し、証明書を返還してください。

※ 当事者一方のみの転出でも届出は必要となります。ただし、当事者の一方が転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に渋谷区から他区市町村へ住所を異動する場合は、届出は必要ありません。

※ 渋谷区内で転居した場合は、届出は必要ありません。

### ・ 当事者が死亡したとき

⇒区長に渋谷区パートナーシップ証明書返還届を提出し、証明書を返還してください。

- ・ **当事者がパートナーシップを解消したとき**

⇒区長にパートナーシップ解消届を提出し、証明書を返還してください。

解消届は、当事者の一方のみの届出で受けますが、届出をした人は、相手の方に渋谷区（区長）に届を提出したことを必ず通知するようにしてください。

（2）虚偽その他の不正な方法により証明書の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明したときは、証明は取り消されます。証明を取り消された場合は、交付を受けたパートナーシップ証明書を返還していただきます。

（3）交付を受けたパートナーシップ証明書を紛失、き損等した場合は、証明書の再交付を申請することができます。

（4）パートナーシップ証明書の交付を受けていることを、他の機関等に証明書類として提出する必要があるときは、渋谷区パートナーシップ証明書交付済証明書（1通300円）により証明します。

この証明書が必要な場合は、渋谷区パートナーシップ証明書交付済証明願を提出していただくことになります。

（5）パートナーシップ証明書取得に必要な公正証書作成の費用を一部助成する制度があります。助成を希望される場合は、証明書交付時に手交される申請書にてお手続きください。

## (参考)

〈パートナーシップ証明申請に当たっての留意事項〉

下記の事項をご留意の上、渋谷区パートナーシップ証明書交付申請書を提出してください。

1. 証明書の交付を受けたときは、渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例の趣旨に従い当該証明書を使用してください。
2. 虚偽その他の不正な方法により証明書の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明したときは、区長は、当該証明を取り消すことがあります。
3. 渋谷区から転出したときは、渋谷区パートナーシップ証明書返還届を提出してください。ただし、当事者の一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に渋谷区から他区市町村へ住所を異動する場合を除きます。
4. パートナーシップが解消された場合には、渋谷区パートナーシップ解消届を提出してください。解消届はいずれか一方のみの届出で可としますが、その場合は、相手に解消届を提出した旨を自ら通知してください。
5. 上記3又は4の届出をしたときは、速やかに証明書を区長に返還してください。
6. パートナーシップ証明書に記載される「証明日」は、申請日より後の日付になります。

## 渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）（2）（4）（5）および（8）～（10） 省略

（3）性のありよう 身体的・生物学的な性、性自認、性的指向及びジェンダー表現を要素とした全ての人が持っている性のあり方をいう。

（6）ジェンダー平等 すべての人が性のありようによって社会的に排除されることがない状態をいう。

（7）パートナーシップ 婚姻関係と異ならない程度の実質を備える二者間の社会生活関係をいう。

### （ジェンダー平等の理念）

第16条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるよう努めるものとする。

（1）性のありようによる差別的な取扱いが根絶され、何人も個人として平等に尊重されること。

（2）何人も、性のありようによる固定的な役割分担や差別意識にとらわれることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できること。

（3）何人も、性のありようによいかかわらず、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

（4）学校教育、生涯学習その他の教育の場において、ジェンダー平等の意識の形成及び具体的な対応への取組が行われること。

（5）何人も、性のありようによいかかわらず、家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活を営むことができる

こと。

（6）妊娠、出産等の事情に関して全ての人が理解を深め、

尊重できること。

（7）国際社会及び国内におけるジェンダー平等に係る取組

を積極的に理解し、推進すること。

### （区が行うパートナーシップ証明）

第17条 区長は、前条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明（以下「パートナーシップ証明」という。）をすることができる。

2 区長は、前項のパートナーシップ証明を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。ただし、区長が特に理由があると認めるとときは、この限りでない。

（1）当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第3号に規定する任意後見受任者の1人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。

（2）共同生活を営むに当たり、当事者間において、区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。

3 前項に定めるものほか、パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は、区規則で定める。

## 渋谷区パートナーシップ証明に関する規則

第3条 パートナーシップ証明を受けることができる者は、両当事者が次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること。

(2) 18歳以上であること。

(3) 配偶者がないこと及び相手方当事者以外の者のパートナーシップがないこと。

(4) 近親者でないこと。

(合意契約に係る公正証書)

第4条 条例第17条第2項第2号の規定による合意契約に係る公正証書には、次に掲げる事項が明記されているものとする。

(1) 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。

(2) 両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

(確認に関する特例)

第5条 条例第17条第2項ただし書に規定する区長が特に理由があると認めるときは、当事者の一方又は双方が、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 相手方当事者以外の者を任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第3号に規定する任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、かつ、相手方当事者がこれに合意しているとき。

(2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条に規定する性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、性別の取扱いの変更の審判を受けた後、婚姻することを当事者間で合意しているとき。

(3) 生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が合理的な理由があると認めるとき。

2 区長は、条例第17条第2項第2号の規定による合意契約に係る公正証書に、前条各号の事項及び前項各号のうちいずれかの理由と併せて、次に掲げる事項が明記されていることを確認したときは、条例第17条第2項第1号に規定する任意後見契約に係る公正証書の作成及び登記の確認を行わないものとする。

(1) 当事者の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すること。

(2) 当事者間で必要が生じたときは、速やかに任意後見契約に係る公正証書を作成すること。

(パートナーシップ証明の申請等)

第6条 パートナーシップ証明を受けようとする両当事者

(以下「申請者」という。)は、渋谷区パートナーシップ証明書交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、双方同時に出頭して区長に申請（以下「証明申請」という。）しなければならない。

(1) 申請者の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、第3条に定める要件を満たすことを証する書類として、区長が認めるもの）

(2) 条例第17条第2項第1号に規定する任意後見契約に係る公正証書及び同項第2号の規定による合意契約に係る公正証書の正本又は謄本（前条第1項各号に該当するときを除く。）

(3) 前条第2項に規定する合意契約に係る公正証書の正本又は謄本（同条第1項各号に該当するときに限る。）

2 申請者は、区長に対し、前項第2号及び第3号に規定する正本又は謄本の原本還付申請をすることができる。

#### (パートナーシップ証明書の交付等)

第7条 区長は、証明申請があったときは、前条第1項各号に規定する書類を確認の上、申請者に対して、渋谷区パートナーシップ証明書（別記第2号様式。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 区長は、証明申請の際に事実関係を調査する必要があると認める場合には、当該申請者に対し、質問し、又は文書等の提出を求めることができる。

3 区長は、申請者が前項に規定する調査に応じない場合には、証明書を交付しないことができる。

#### (証明書の再交付)

第8条 証明書の交付を受けた者が、当該証明書の紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、渋谷区パートナーシップ証明書再交付申請書（別記第3号様式）に、証明書の交付を受けた者双方の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、第3条に定める要件を満たすことを証する書類として、区長が認めるもの）を添付して、区長に申請することができる。

2 前項に規定する再交付申請により交付する渋谷区パートナーシップ証明書（以下次条において「再交付証明書」という。）は、別記第4号様式によるものとする。

#### (パートナーシップ証明の取消し等)

第9条 区長は、申請者が虚偽その他の不正な方法により証明書（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明したときは、当該証明を取り消すものとする。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに当該証明書を区長に返還しなければならない。

#### (証明書の交付を受けた者の義務)

第10条 証明書の交付を受けた者は、条例の趣旨に従い当該証明書を使用しなければならない。

2 証明書の交付を受けた当事者の方又は双方が、次の各号のいずれかに該当するときは、渋谷区パートナーシッ

プ証明書返還届（別記第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

（1）渋谷区から転出したとき。ただし、当事者的一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に渋谷区から他区市町村へ住所を異動する場合は、この限りでない。

（2）死亡したとき。

3 パートナーシップが解消された場合には、証明書の交付を受けた当事者の方又は双方は、渋谷区パートナーシップ解消届（別記第6号様式）により、区長に届け出なければならない。

4 前2項の規定による届出をした者は、速やかに証明書を区長に返還しなければならない。

#### (証明書の交付証明)

第11条 区長は、証明書の交付を受けた者から、渋谷区パートナーシップ証明書交付済証明願（別記第7号様式）により、当該証明書の交付を受けていることの証明を求められたときは、渋谷区パートナーシップ証明書交付済証明書（別記第8号様式）を交付するものとする。

## パートナーシップ証明の取得をご検討の方

- ・渋谷区パートナーシップ証明【概要版】
- ・渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き
- ・渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き
- ・パートナーシップ証明についてのよくあるご質問



<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/partnership.html>

必要書類の準備ができたら申請へ。パートナーシップ証明の発行・交付は

**渋谷区役所住民戸籍課窓口（渋谷区宇田川町1-1 区役所本庁舎3階 暮らしの手続きのフロア）**

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8時30分～17時

### パートナーシップ証明に関する相談窓口 問合せ・予約 **03-3464-3395**

- ・取得に関する相談…アイリス 火～土曜 9時～17時（祝日の翌日、年末年始を除く）
- ・弁護士による公正証書作成等の相談…

**法律相談** 第2,4火曜 13時～16時 事前予約制

パートナーシップ証明に必要な公正証書についてなど ひとり（1組）50分

### その他 LGBTQ支援の取り組み

#### •LGBTQ にじいろ電話相談

第2,4土曜 13時～16時 当日電話 **03-3464-3401**

人間関係、職場や学校の困りごとなど本人や家族が抱えるモヤモヤについて ひとり30分

#### •「しぶやレインボー宣言」POP

LGBTQが安心して暮らし、働く社会づくり推進のため、理解と支援の輪を可視化・拡大することを目的に、条件を満たしたLGBTQアライ宣言を行う区内企業・事業所・店舗に対してPOPを交付しています。

### 「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」について



パートナーシップ証明が制度として盛り込まれている条例を詳しく紹介しているページです。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/jorei-toshin/lgbt.html>

### 相談及び苦情への対応

条例及び区が実施する人権を尊重し差別をなくす社会を推進する施策に関する相談  
または苦情の申し立てはアイリスで受けつけます。

発行

渋谷インクルーシブシティセンター＜アイリス＞ ☎ 03-3464-3395



渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田8階

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/shisetsu/bunka/oowada/iris.html>